

## 社会福祉法人さかえ福社会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さかえ福社会（以下「当法人」という。）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

### (非常勤役員等の出席報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する出席報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 出席報酬については、別表第1に定める。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (理事長の勤務報酬の算定方法)

第4条 第3条に定める出席報酬等を除く理事長に対する勤務報酬の額は、次の各号により支給するものとする。

- (1) 勤務報酬については、別表第2に定める。
- (2) 勤務報酬の計算期間は、毎月1日から末日までの期間で計算する。
- (3) 勤務報酬は、毎月月末に指定する口座へ振り込む。

### (理事長の勤務報酬の日割計算)

第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数に対する在任日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第7条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 平成28年11月25日 制定

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 社会福祉法人さかえ福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程。

(2) 社会福祉法人さかえ福社会役員報酬規程。

附 則 平成29年6月21日 全部改正

この規程は、平成29年6月21日より施行する。

別表第1 第3条関係（非常勤役員等の出席報酬）

（1）評議員

名 称	報 酬 額	費 用 弁 償
評議員会への出席及び法人・施設業務のための出席	日 額 8, 0 0 0 円	日 額 2, 0 0 0 円

（2）理事

名 称	報 酬 額	費 用 弁 償
理事会等会への出席及び法人・施設業務のための出席	日 額 1 0, 0 0 0 円	日 額 2, 0 0 0 円

（3）監事

名 称	報 酬 額	費 用 弁 償
監事監査等への出席及び法人・施設業務のための出席	日 額 1 0, 0 0 0 円	日 額 2, 0 0 0 円

別表第2 第4条関係（理事長の勤務報酬）

名 称	報 酬 額
事務的な理事長業務のための勤務	月 額 2 0, 0 0 0 円